和　解　書

[redacted]（以下「甲」という）と[redacted]（以下「乙」という）間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

名古屋市[redacted]　[redacted]号

1. 乙は甲に対し、敷金108,000円の返還義務のあることを認める。

2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成22年8月末日限り、下記口座に振り込んで支払う。
振込手数料は、乙の負担とする。

振込先	新生銀行	本　店
	普通預金	[redacted]
	口座名義人	[redacted]

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書２通を作成し、署名捺印（記名押印）のうえ各自その１通を保管するものとする。

平成２２年８月２３日

甲　名古屋市[redacted]
[redacted]
京都府京田辺市山手南２丁目１－４
ハチセンビル３号館303号
甲代理人　司法書士　長谷川
（認定番号　第２１３０９４号）

乙　愛知[redacted]
[redacted]